

九州地方整備局草刈機運転作業安全基準（案）〔河川部〕

（目 的）

1. 本基準（案）は、除草作業における施工時の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等を示したものである。
2. 本基準（案）は、すべての動力付草刈機（自走式、乗用式、肩掛け式を含む）の操作取扱い等について適用する。
3. 施工にあたっては、本基準（案）のほか関係法令等を遵守のうえ安全に行なわなければならない。

（工事責任者）

4. この基準（案）でいう工事責任者とは、現場代理人をいう。

（安全衛生責任者）

5. 工事責任者は、除草作業の安全施工を図るため安全衛生責任者を選任しなければならない。

安全衛生責任者は、作業に従事する作業員の指揮および当該基準（案）に定める事項を履行しなければならない。なお、安全衛生責任者は現場常駐しなければならない。

（機械作業従事者の指名）

6. 安全衛生責任者は、機械作業を行なうにあたり機械作業従事者を指名しなければならない。指名するにあたっては、使用機械の種類、取扱いの難・易、取扱いの資格、作業員の能力・年齢等を勘案し、適格な者を指名しなければならない。

（工事責任者の責務）

7. 工事責任者は、除草作業の安全を確保するため、次の事項を施工計画書へ記載するとともに、作業関係者への指導の徹底を図ること。
 - （1）機械の運転は、指名された機械作業従事者以外にはさせないこと。
 - （2）作業条件に応じて選定された草刈機で作業させること。
 - （3）使用機械は、日々の作業開始前に始業前点検を実施させ、保安器具等が適正に装備されていることを確認させること。
 - （4）機械作業従事者の服装及び保安器具等は、安全作業に適したものを指導するとともに、KYK時に正しく着用しているか確認させること。なお、これらに不良品があった場合は、直ちに良品と交換させること。
 - （5）傾斜地における、肩掛け式及びハンドガイド式の機械作業従事者には、安定した作業姿勢が取れる服装（靴）で実施させること。
 - （6）肩掛け式草刈機のエンジンは、平坦な場所で据え置きし始動させること。また、始動時にカッターが回転し他の作業員に危害を及ぼさない保安距離を確保させること。

- (7) 障害物の多い場所での作業には、ハンマーナイフ形草刈機及びロータリーモア形草刈機、ディスクモア形草刈機は使用させないこと。
- (8) ロータリーモア形草刈機、ディスクモア形草刈機を使用する場合は、跳石等により第三者に危害を及ぼす恐れがある場所では、飛散防護（コンパネ等）の2次的な安全対策を取らせること。
- (9) 肩掛け式草刈り機の使用にあたっては、周辺に道路や民家等が存在する場合には飛散防止のため、刃の回転方向を考慮した作業方向や飛散防護（コンパネ等）の2次的な対策を取らせること。
- (10) 作業中に、ハンマーナイフ形草刈機及びロータリーモア形草刈機、ディスクモア形草刈機を現場内で移動させる場合には、回転部が完全に停止したことを確認させること。
- (11) 傾斜地においてハンドガイド式の除草機械を移動させる場合は、機械の滑り事故を防止するため、刈り取った草の上を移動させないこと。
- (12) 肩掛け式草刈機を作業中に現場内で移動させる場合や異物除去する場合には、エンジンを停止させ、刃の回転が停止したことを確認させること。
- (13) 作業中、障害物等の接触や異常が生じた場合には、エンジンを停止して各部の弛みや損傷の有無などの安全確認を実施させること。
- (14) 複数以上の機械作業は、相互に安全な保安距離を保つように機械を配置させること。
- (15) 作業は、安全衛生責任者の指揮のもと実施させるとともに、上記項目の確認事項等を工事責任者に報告させること。

（安全衛生責任者の責務）

8. 安全衛生責任者は、作業中における安全を確保するため、次の事項を行なうこと。
 - (1) 作業員に作業方法および作業手順を指示し、KYK等を通じて安全作業の指導を行なうこと。
 - (2) 使用機械の整備状態を日々確認し、異常が認められる場合には、整備が完了するまで使用させないこと。
 - (3) 傾斜地の施工に際しては、のり面の勾配等の状態や植生の状態に応じて、適切な機種を選定すること。
 - (4) 道路の路肩付近での作業の場合は、必要に応じて誘導員等を配置し、通行車両および通行人の安全を確保するとともに、作業の安全を図ること。
 - (5) 作業現場内の石、針金、木片その他の障害物は、作業員および第三者に危害をおよぼす恐れがあることから、作業開始前に障害物の除去を行なわせて、除去不能なものについては、注意標識等を設け存在を明確にすること。
 - (6) 作業前に当日の作業予定範囲の障害物（危険）箇所の確認を行うこと。
 - (7) 使用する動力付草刈機毎に作業上の保安距離を設定するとともに、作業実施状況を監督すること。

(機械の装置および点検整備)

9. 工事責任者は、機械の安全運転を確保するため、作業に使用する機械には次の事項を具備し、かつ十分な点検整備をさせること。
- (1) ハンマーナイフ形草刈機及びロータリーモア形草刈機、ディスクモア形草刈機の回転部分は、接触した障害物の飛散対策として保護カバー等を装備していなければならない。
 - (2) 高速回転するカッターは、折損、屈曲等が生じた場合、異常振動によるボルトの弛み等が生じ、故障あるいは事故の原因となることから、常に機械の状態に注意して、異常を感知した場合には、直ちに点検・修理を行うこと。
 - (3) 使用する機械の整備状況については、定期的に、工事責任者及び安全衛生責任者において、確認を行うこと。

適用時期

10. この基準は、平成20年8月21日から施工する除草作業に適用する。
この基準は、平成22年4月 1日から施工する除草作業に適用する。